

裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について

平成4年9月2日総三第31号高等裁判所長官、地方、家庭裁判所長あて事務総長通達

改正	平成	6年	8月18日	総三第	29号
	平成	7年	3月30日	総三第	27号
	平成	8年	5月15日	総三第	45号
	平成	9年	2月28日	総三第	16号
	平成	9年	8月20日	総三第	99号
	平成	10年	3月9日	総三第	10号
	平成	10年	12月8日	総三第	130号
	平成	11年	12月20日	総三第	81号
	平成	12年	2月4日	総三第	13号
	平成	12年	3月17日	総三第	40号
	平成	12年	8月31日	総三第	97号
	平成	13年	2月28日	総三第	11号
	平成	13年	7月27日	総三第	97号
	平成	14年	3月20日	総三第	46号
	平成	14年	12月11日	総三第	118号
	平成	15年	3月28日	総三第	35号
	平成	15年	11月26日	総三第	85号
	平成	16年	2月13日	総三第	35号
	平成	16年	11月26日	総三第	000016号
	平成	17年	3月29日	総三第	000097号
	平成	17年	11月29日	総三第	000727号
	平成	18年	4月5日	総三第	000459号
	平成	18年	11月2日	総三第	001356号
	平成	20年	10月22日	総三第	000994号
	平成	20年	11月14日	総三第	001239号
	平成	24年	12月5日	総三第	000324号
	平成	25年	11月20日	総三第	216号
	平成	26年	2月12日	総三第	27号
	平成	26年	10月31日	総三第	184号
	平成	28年	7月29日	総三第	150号
	平成	29年	6月29日	総三第	87号
	令和	2年	3月6日	総三第	298号
	令和	2年	9月2日	総三第	117号
	令和	3年	3月29日	総一第	381号
	令和	4年	6月1日	総三第	91号
	令和	4年	7月28日	総三第	145号
	令和	5年	8月25日	総三第	260号

裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程（昭和37年最高裁判所規程第3号。以下「規程」という。）の運用について下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 保管物主任官の指定

- 1 押収物等取扱規程（昭和35年最高裁判所規程第2号）第3条第2項の規定による保管物主任官の指定のない家庭裁判所の支部においては、当該支部の会計事務を取り扱う裁判所事務官の中から、当該裁判所が保管物主任官を指定する。この場合において、裁判所会計事務規程（平成29年最高裁判所規程第4号）第2条に規定する本官設置家裁を除く家庭裁判所の支部については、当該支部と同じ所在地の地方裁判所の支部の保管物主任官に指定された当該家庭裁判所の支部の職員を指定する。
- 2 1の指定は、人事異動通知書をもって行う。

第2 保管金及び保管有価証券

1 受入事務

(1) 提出書の記載要領

- ア 保管金提出書（平成7年3月29日付け最高裁経監第27号事務総長依命通達「裁判所会計事務規程等に規定する保管金等の処理に関する書類及び帳簿諸票の様式について」（以下「保管金等様式通達」という。）別紙様式第2）の「種目」には、別表第1に定める種目を記載する。
- イ 保管金提出書の「金額」には、提出者が提出する金額をアラビア数字で記載する。この金額は、訂正しない。
- ウ 保管金提出書及び政府保管有価証券提出書（以下「提出書」と総称する。）の提出年月日並びに提出者の住所及び氏名は、提出者に記載させる。この場合において、提出者の印は要しない。ただし、提出者から郵便等により保管金又は保管有価証券の送付があった場合において、提出者に記載させることができないときは、係書記官がこれを記載する。
- エ 保管金提出書の書き損じ等のときは、原符から切り取らないで斜線を引き、「書き損じ」等と表示する。

(2) 保管金提出書原符の記載要領

「提出書交付年月日」には、保管金提出書を提出者に交付した年月日を記載する。

(3) 受払票の作成

- ア 係書記官は、提出書を作成したときは、保管金受払票（以下「受払票」という。）を作成して事件記録の冒頭につづり込む。
- イ 受払票（甲）（別紙様式第1）は、予納金、人身保護保証金、保釈保証金、代替金及び追徴保全解放金について使用し、提出者ごとに作成する。
- ウ 受払票（乙）（別紙様式第2）は、イの種目以外の種目に使用し、事件ごとに作成する。
- エ 受払票の「原符番号」には保管金提出書の原符番号を、「金額」には提出書の金額又は総額面を記載する。

(4) 提出書の再交付

- ア 提出者が提出書の再交付を申し出たときは、提出書を新たに作成して交付することができる。この場合には、次の措置を講じ、従前交付した提出書は、使用させない。
 - (ア) 保管金提出書及び原符の上部欄外に再交付の旨、その事由及び従前の原符番号を記載する。
 - (イ) 従前の保管金提出書の原符に斜線を引き、その上部欄外に再交付の旨、その年月日及び新たな保管金提出書の原符番号を記載する。
 - (ウ) 受払票の従前の記載部分の「備考」に再交付の旨及び新たな保管金提出書の原符番号を記載する。
- イ 郵便等により、従前交付した提出書を添えないで保管金又は保管有価証券の送付

があつたときは、アの例による。

(5) 受入通知書の作成

ア 保管金受入通知書（以下「受入通知書」という。）は、保管金提出書の用紙を用いて作成し、その記載については、次によるほか、(1)及び(2)の例による。

(ア) 「金額」の余白には保管替えをした庁名を、「提出年月日」には受入通知書を作成した年月日を記載する。

(イ) 提出者の住所及び氏名は係書記官が記載し、提出者の印は要しない。

イ 係書記官は、受入通知書を作成したときは、(3)の例により受払票を作成して事件記録の冒頭につづり込む。

(6) 主任書記官の承認

係書記官は、提出書又は受入通知書及び受払票を作成したときは、これを事件記録とともに主任書記官（主任書記官の置かれていない裁判所にあつては、上席の裁判所書記官。以下同じ。）に提出し、提出書又は受入通知書及び受払票の所定の箇所にその承認を受ける。

(7) 保管票による通知

ア 係書記官は、出納官吏等（規程第2条に規定する出納官吏等をいう。以下同じ。）から保管票（保管金等様式通達別紙様式第3）により受入済みの通知を受けたときは、これに基づき、原符及び受払票の「受入年月日」、原符の「提出書進行番号」並びに受払票（甲）の「摘要」、「受入高」及び「残高」に所要の記載をする。

イ 保管票は、主任書記官が保管する。

(8) 提出書用紙の保管

ア 保管金提出書用紙は、50枚つづりを1冊とし、各つづりには裁判所（本庁と支部とは別の裁判所とする。以下同じ。）ごとに符号又は番号を付する。

イ 保管金提出書用紙の「原符番号」には、あらかじめ、第1号から第50号までの一連番号を記載するほか、アのつづりの符号又は番号を記載する。

ウ 提出書用紙つづりは、主任書記官が保管し、必要の都度、これを係書記官に交付して、用済み後にその返還を受ける。

2 払出事務

(1) 保管票への記載

ア 係書記官は、保管金及び保管有価証券の払出しをすべきときは、事件記録に基づき、保管票及び受払票の「払出通知年月日」、「摘要」、「支払高」、「払出高」及び「残高」に所要の記載をして、記載した者の名義を適宜の方法で明らかにした上、これを事件記録及び関係書類とともに主任書記官に提出し、保管票及び受払票の所定の箇所にその承認を受ける。

イ 保管票の「期満失効起算年月日」には、必要があるものについて、その年月日を記載する。

(2) 保管票の送付

係書記官は、(1)の手続を終えたときは、保管票送付簿（別紙様式第3）に所要の記載をした上、これとともに保管票を出納官吏等に送付する。この場合において、必要があるものについては、請求書を添付する。

(3) 歳入徴収官への通知

係書記官は、歳入に組み入れるべき保管金及び保管有価証券については、歳入組入通知書（別紙様式第4）を作成し、これを歳入徴収官に送付する。

第3 民事保管物

1 受入事務

(1) 受払簿の備付け

民事保管物受払簿（保管金等様式通達別紙様式第6。以下「受払簿」という。）は、裁判所ごとに備え付ける。ただし、各裁判所は、事務の取扱い上必要があると認める

ときは、1又は2以上の部（下級裁判所事務処理規則（昭和23年最高裁判所規則第16号）第10条の2第2項の規定により部とみなされるものを含む。以下同じ。）ごとに備え付けることができる。

(2) 受払簿の記載要領

ア 受払簿は、提出ごとに1欄を使用する。

イ 「保管番号」には、順次番号を記載し、司法年度ごとに更新する。

ウ 「受入年月日」には、民事保管物を受け入れた年月日を記載する。

エ 「品目等」には、その物を特定できるように、名称、種類、数量等を正確かつ具体的に記載する。

(3) 整理

係書記官は、(2)の定めに従って受払簿の記載を終えたときは、民事保管物を封筒に入れ、その表面に保管番号、事件番号、品目、数量、提出者氏名等を表示する。ただし、封筒に入れることができない物については、個々に番号札（別紙様式第5）を付ける等の措置を講ずる。

(4) 主任書記官の承認

係書記官は、(3)の手続を終えたときは、受払簿及び民事保管物を事件記録とともに主任書記官に提出し、受払簿の所定の箇所にその承認を受ける。

2 保管事務

(1) 民事保管物原簿の備付け

民事保管物原簿（保管金等様式通達別紙様式第7）は、裁判所ごとに備え付ける。

(2) 民事保管物原簿の記載要領

ア 「進行番号」には、順次番号を記載し、司法年度ごとに更新する。

イ 「受領年月日」には、係書記官から民事保管物の送付を受けた年月日を記載する。

ウ 「品目等」には、1の(2)のエの例により記載する。

エ 「保管場所」には、倉庫、金庫等の別、倉庫内の場所等の必要な区分を記載する。

(3) 受払簿の返還

保管物主任官は、(2)の定めに従って民事保管物原簿の記載を終えたときは、受払簿に受領年月日及び民事保管物原簿の進行番号を記載して、受領した旨を適宜の方法で明らかにした上、これを係書記官に返還し、民事保管物を入れた封筒又は番号札に民事保管物原簿の進行番号を記載する。

(4) 保管上の注意

保管物主任官は、その保管する民事保管物及び保管施設を随時点検し、必要があると認めるときは、亡失、損傷又は変質を防ぐため適当な措置を講ずる。

3 仮出事務

(1) 仮出票の作成

ア 係書記官は、民事保管物の仮出しをすべきときは、仮出票（保管金等様式通達別紙様式第8）に所要の記載をし、これを主任書記官に提出して所定の箇所にその承認を受ける。この場合において、「仮出事由」には、仮出しをすべき事由を具体的に記載する。

イ 保管物主任官は、仮出票により民事保管物を交付したときは、仮出票に受領者の受領した旨の確認を受ける。

(2) 仮出しをした民事保管物の取扱い

ア 係書記官は、返還が遅延しないよう特に留意し、仮出事由がやんだときは、速やかに民事保管物を返還する。

イ 係書記官は、民事保管物を鑑定人等に交付し、又は送付するときは、あらかじめ、仮出民事保管物送付簿（別紙様式第6）に所要の記載をし、これを裁判長又は裁判官及び主任書記官に提出して所定の箇所にその承認を受ける。

ウ 係書記官は、民事保管物を鑑定人等に交付し、又は送付したときは、仮出民事保

保管物送付簿に受領した旨の確認を受け、又は受領した旨の書面を受け取り、その受渡しを明らかにする。

エ 係書記官は、民事保管物が鑑定人等から返還されたときは、速やかにその旨を裁判長又は裁判官及び主任書記官に報告するとともに、返還年月日を仮出民事保管物送付簿に記載する。

(3) 仮出しをした民事保管物の返還

保管物主任官は、係書記官から民事保管物の返還を受けたときは、その品目等を確認し、仮出票に返還年月日を記載して、受領した旨を適宜の方法で明らかにした上、これを係書記官に交付する。

4 返還事務

(1) 受払簿への記載

ア 係書記官は、民事保管物の返還をすべきときは、受払簿の「事由発生年月日」及び「事由」に所要の記載をする。

イ 係書記官は、民事保管物を返還したときは、受払簿の「年月日」及び「結果」に所要の記載をし、これを主任書記官に提出して所定の箇所にその承認を受ける。

(2) 返還のための受領

ア 係書記官は、返還のために民事保管物を受領するときは、受領票（保管金等様式通達別紙様式第9）に所要の記載をし、これを事件記録とともに主任書記官に提出して所定の箇所にその承認を受ける。

イ 保管物主任官は、返還のため民事保管物を係書記官に交付したときは、民事保管物原簿の「払渡」に所要の記載をして、記載した者の名義を適宜の方法で明らかにする。

(3) 返還

ア 裁判所に出頭した者に民事保管物を交付するときは、本人であることを認めるに足りる資料を提出させる。この場合において、代理人が出頭したときは、委任状を提出させる。

イ 郵便等により送付するときは、民事保管物返還書（別紙様式第7）を添付する。

(4) 受領書

ア 係書記官は、民事保管物を出頭した者に交付して返還したときは、返還を受けた者から民事保管物受領書（別紙様式第8。以下「受領書」という。）を受け取る。

イ 係書記官は、民事保管物を郵便等により返還するときは、返還を受ける者に民事保管物返還書とともに受領書の用紙を送付し、これに記載させた上提出させる。ただし、返還を受けた者から受領書を得られないときは、その者の住所及び氏名、民事保管物の送付の年月日及び方法、受領書が得られない事由等を明らかにした書面を作成して受領書に代えることができる。

ウ 受領書又はイのただし書の書面は、事件記録につづり込む。ただし、別つづりとしても差し支えない。

5 事務取扱いの簡易化

地方裁判所及び家庭裁判所の支部並びに簡易裁判所において、係書記官が保管物主任官と同一人であるときは、事務の取扱いに支障がない場合に限り、受払簿の記載をもって民事保管物原簿の記載に代えることができる。

第4 帳簿諸票等の整理及び保存

1 帳簿諸票等の整理

(1) 保管票は、事件番号又は提出書進行番号の順にバインダーにとじて整理し、既済になった都度、提出書進行番号の順に別のバインダーにとじて整理し、既済会計年度ごとに編冊を作成する。

(2) 受払簿、民事保管物原簿、保管票送付簿及び仮出民事保管物送付簿は、司法年度ごとに区分する。

- (3) 仮出票及び受領票は、既済年月日の順につづり込み、司法年度ごとに区分する。
- (4) (1)から(3)までの帳簿諸票以外の書類で事件記録につづり込まないものは、既済年月日の順につづり込み、司法年度ごとに区分する。

2 帳簿諸票等の保存

帳簿諸票その他の書類（会計事務に関するものを除く。）の保存期間は、別表第2のとおりとする。

第5 首席書記官等の検査

首席書記官（知的財産高等裁判所にあつては、知的財産高等裁判所首席書記官）は、その所属する裁判所（地方裁判所にあつては、管内の首席書記官の置かれている簡易裁判所以外の簡易裁判所を含む。）の保管金等に関する事務（出納官吏等及び保管物主任官の取り扱う事務を除く。）について、毎年1回以上定期的に、又は随時に検査を行うほか、当該事務の取扱者の異動等により事務の引継ぎを行うときは、これに立ち会って検査し、又は当該取扱者の配置されている部の主任書記官に検査させ、その結果を当該裁判所に報告する。

付 記

1 実施

この通達は、平成4年10月1日から実施する。

2 通達の廃止

昭和37年10月25日付け最高裁訟一第180号事務総長依命通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の施行について」（以下「旧通達」という。）は、平成4年9月30日限り、廃止する。

3 経過措置

- (1) この通達の実施前に旧通達の定めにより保管物主任官に指定された者は、この通達の記第1の定めにより指定された者とみなす。
- (2) 昭和55年9月30日以前に受け入れた民事執行の事件及び企業担保権の実行の事件に関する保管金及び保管有価証券並びに昭和55年10月1日以降に受け入れた民事執行法（昭和54年法律第4号）附則第4条第1項の事件及び民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和54年法律第5号）附則第2項の企業担保権の実行の事件に関する保管金及び保管有価証券は、別表第1に定める相当種目の保管金及び保管有価証券とみなす。
- (3) 平成4年10月1日以降においても、従前の様式による帳簿諸票等の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

4 規程附則第3項による民事保管物の事務取扱いの特例

各裁判所は、事務の取扱い上やむを得ないときは、民事保管物（供託書を除く。）のうち事件記録とともに保管するのが相当であると認められる物については、当分の間、これを保管物主任官に送付しない取扱いをすることができる。この場合には、係書記官は、受払簿の「備考」に事件記録とともに保管する旨を記載し、民事保管物の保管上の注意及び鑑定人等への交付又は送付については、記第3の2の(4)及び3の(2)のイからエまでの例による。

付 記（平6．8．8総三第29号）

この通達は、平成6年9月1日から実施する。

付 記（平7．3．30総三第27号）

1 実施

この通達は、平成7年4月1日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施日以降においても、従前の様式による歳入組入通知書の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（平 8． 5． 1 5 総三第 4 5 号）

この通達は、平成 8 年 5 月 3 0 日から実施する。

付 記（平 9． 2． 2 8 総三第 1 6 号）

この通達は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

付 記（平 9． 8． 2 0 総三第 9 9 号）

この通達は、民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）施行の日から実施する。

付 記（平 1 0． 1 2． 8 総三第 1 3 0 号）

この通達は、平成 1 0 年 1 2 月 1 6 日から実施する。

付 記（平 1 1． 1 2． 2 0 総三第 8 1 号）

この通達は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 3 6 号）施行の日（平成 1 2 年 2 月 1 日）から実施する。

付 記（平 1 2． 2． 4 総三第 1 3 号）

1 実施

この通達は、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の施行の日から実施する。ただし、記 1 の定めについては、平成 1 2 年 2 月 1 7 日から実施する。

2 経過措置

和議事件に関する部分については、なお従前の例による。

付 記（平 1 2． 3． 1 7 総三第 4 0 号）

1 実施

この通達は、平成 1 3 年 1 月 1 日から実施する。

2 経過措置

この通達実施の際従前の様式による用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（平 1 2． 8． 3 1 総三第 9 7 号）

この通達は、平成 1 2 年 9 月 4 日から実施する。

付 記（平 1 3． 2． 2 8 総三第 1 1 号）

この通達は、民事再生法等の一部を改正する法律（平成 1 2 年法律第 1 2 8 号）の施行の日から実施する。ただし、この通達の記 2 の定めについては外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 2 9 号）の施行の日から実施する。

付 記（平 1 3． 7． 2 7 総三第 9 7 号）

この通達は、平成 1 3 年 1 0 月 1 3 日から実施する。

付 記（平 1 4． 3． 2 0 総三第 4 6 号）

この通達は、平成 1 4 年 4 月 1 日から実施する。

付 記（平 1 4． 1 2． 1 1 総三第 1 1 8 号）

この通達は、マンション建替えの円滑化等に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）の施行の日から実施する。

付 記（平 1 5． 3． 2 8 総三第 3 5 号）

この通達は、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の施行の日（平成 1 5 年 4 月 1 日）から実施する。

付 記（平 1 5． 1 1． 2 6 総三第 8 5 号）

この通達は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成 1 5 年法律第 1 0 1 号）の施行の日から実施する。

付 記（平 1 6． 2． 1 3 総三第 3 5 号）

1 実施

この通達は、平成 1 6 年 4 月 1 日から実施する。ただし、この通達の記 1 の定めのうち、仲裁関係事件に係る部分は平成 1 6 年 3 月 1 日から実施する。

2 経過措置

- (1) 人事訴訟法（平成15年法律第109号）の施行の際現に係属している人事訴訟事件又はその目的と同一の身分関係の形成若しくは存否の確認を目的とする請求に係る人事訴訟事件であって地方裁判所に訴えが提起されたものについては、なお従前の例による。
- (2) 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律（平成15年法律第134号）の施行日前に、同法第1条の規定による改正前の民法（以下「旧民法」という。）第383条の書面が同条に規定する債権者の全員に到達した場合における当該抵当不動産についての旧民法第384条に規定する増価競売の請求に基づく不動産競売の申立事件については、なお従前の例による。

付 記（平16. 11. 26総三第000016号）

この通達は、平成17年1月1日から実施する。ただし、この通達の記4の定めについては、同年3月1日から実施する。

付 記（平17. 3. 29総三第000086号）

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

付 記（平17. 11. 29総三第000727号）

この通達は、労働審判法（平成16年法律第45号）の施行の日（平成18年4月1日）から実施する。

付 記（平18. 4. 5総三第000459号）

1 実施

この通達は、会社法（平成17年法律第86号）の施行の日（平成18年5月1日）から実施する。

2 経過措置

商事非訟事件のうち会社の整理事件については、なお従前の例による。

付 記（平18. 11. 2総三第001356号）

この通達は、平成18年12月1日から実施する。

付 記（平20. 10. 22総三第000994号）

この通達は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成19年法律第95号）の施行の日（平成20年12月1日）から実施する。

付 記（平20. 11. 14総三第001239号）

1 実施

この通達は、少年法の一部を改正する法律（平成20年法律第71号。以下「改正法」という。）の施行の日（同年12月15日）から実施する。

2 経過措置

次に掲げる事件については、なお従前の例による。

- (1) 改正法の施行の日前に改正法による改正前の少年法（昭和23年法律第168号）第37条第1項の規定により公訴の提起があった成人の刑事事件
- (2) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）第26条第4項の規定により家庭裁判所が権限を有する成人の刑事事件

付 記（平24. 12. 5総三第000324号）

この通達は、平成25年1月1日から実施する。

付 記（平25. 11. 20総三第216号）

この通達中、記1の定めは配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）の施行の日（平成26年1月3日）から、記2の定めは犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（平成25年法律第33号）の施行の日（平成

25年12月1日)から実施する。

付 記(平26. 2. 12総三第27号)

この通達は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成25年法律第48号)の施行の日(平成26年4月1日)から実施する。

付 記(平26. 10. 31総三第184号)

この通達は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第80号)の施行の日(平成26年12月24日)から実施する。

付 記(平28. 7. 29総三第150号)

- 1 この通達は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成25年法律第96号)の施行の日(平成28年10月1日)から実施する。
- 2 平成4年9月2日付け最高裁総三第31号事務総長依命通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」の標題の次に「(依命通達)」とあるのを「(通達)」と補正する。
- 3 他の通達等中「平成4年9月2日付け最高裁総三第31号事務総長依命通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」」とあるのは「平成4年9月2日付け最高裁総三第31号事務総長通達「裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の運用について」」と読み替えるものとする。

付 記(平29. 6. 29総三第87号)

この通達は、平成29年7月1日から実施する。

付 記(令2. 3. 6総三第298号)

この通達は、令和2年4月1日)から実施する。

付 記(令2. 9. 2総三第117号)

この通達は、令和2年10月1日から実施する。

付 記(令3. 3. 29総一第381号)

- 1 この通達は、令和3年4月1日から実施する。ただし、記第2から記第18まで及び記第21の定めは、同年7月1日から実施する。
- 2 この通達の実施の際、従前の様式による用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記(令4. 6. 1総三第91号)

この通達は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第27号)の施行の日から実施する。

付 記(令4. 7. 28総三第145号)

- 1 実施
この通達は、令和4年8月1日から実施する。
- 2 経過措置
この通達の実施の際、従前の様式による用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記(令5. 8. 25総三第260号)

この通達は、令和5年10月1日から実施する。

(別表第 1)

種 目	事 件 の 種 類	基 本 法 条
1 民事予納金	和解事件	民訴費用法 1 2 民訴条約等実施法 3 0
	督促事件	
	通常訴訟事件	
	手形訴訟事件及び小切手訴訟事件	
	少額訴訟事件	
	少額訴訟判決に対する異議申立て事件	
	行政訴訟事件	
	再審事件	
	控訴提起事件	
	控訴事件	
	少額異議判決に対する特別上告提起事件	
	飛躍上告提起事件	
	上告提起事件	
	上告事件	
	特別上告提起事件	
	抗告提起事件	
	抗告事件	
	特別抗告提起事件	
	飛躍上告受理申立て事件	
	上告受理申立て事件	
	許可抗告申立て事件	
	保全命令事件	民訴費用法 1 2 民訴条約等実施法 3 0 民保法 4 6 民執法 1 4
	労働審判事件	民訴費用法 1 2 民訴条約等実施法 3 0
	簡易確定事件	民訴費用法 1 2 民訴条約等実施法 3 0 消費者裁判手続特例法 1 8
	共助事件	民訴費用法 1 2 民訴条約等実施法 3 0 民執法 1 4
	仲裁関係事件	民訴費用法 1 2 民訴条約等実施法 3 0
	民事雑事件	
	行政雑事件	
2 民事調停予納金	民事一般調停事件	民訴費用法 1 2
	宅地建物調停事件	
	商事調停事件	
	農事調停事件	
	鉾害調停事件	
	交通調停事件	
	公害等調停事件	
	特定調停事件	

	民事雑事件	
3 非訟予納金	公示催告事件	民訴費用法 1 2
	過料事件	
	民事非訟事件	
	商事非訟事件	民訴費用法 1 2 会社法 8 8 8、9 0 3 会社非訟規 2 1
	借地非訟事件	民訴費用法 1 2
	罹災都市借地借家臨時処理事件及び 接収不動産に関する借地借家臨時 処理事件	
	発信者情報開示命令事件	
	配偶者暴力等に関する保護命令事 件	
	民事雑事件	
4 民事執行予 納金	少額訴訟債権執行事件	民執法 1 4
	事情届に基づいて執行裁判所が実 施する配当等手続事件	
	不動産、船舶、航空機、自動車、 建設機械及び小型船舶に対する強 制執行事件	
	債権及びその他の財産権に対する 強制執行事件	
	不動産、船舶、航空機、自動車、 建設機械及び小型船舶を目的とす る担保権の実行としての競売等事 件	
	債権及びその他の財産権を目的と する担保権の実行及び行使事件	
	財産開示事件	
	第三者からの情報取得事件	
	民事雑事件	
	執行雑事件	民保法 4 6 民執法 1 4
5 企業担保権 実行予納金	企業担保権実行事件	企業担保法 1 7
	民事雑事件	民執法 1 4
	執行雑事件	民訴費用法 1 2
6 破産予納金	破産事件	破産法 2 2、1 2 0
	民事雑事件	破産規 1 8
7 再生予納金	再生事件	民再法 2 4、1 0 3 の 2、 1 4 9、2 2 7、2 4 4 2 2 7
	小規模個人再生事件	
	給与所得者等再生事件	
	民事雑事件	民再規 1 6
8 会社更生予 納金	会社更生事件	会社更生法 2 1、1 0 5、1 4 8 の 2、1 5 3 会社更生規 1 5

	民事雑事件	更生特例法 18、64、87、88、183、230、254、255 更生特例規 1、4
9 承認援助予納金	承認援助事件	承認援助法 20
	民事雑事件	承認援助規 17
10 責任制限予納金	船舶所有者等責任制限事件	船責法 91 船責規 33
	油濁等損害賠償責任制限事件	船責法 91 船責規 33
	民事雑事件	油賠法 38、43 VI、51 VI 油賠規 6、7、8
11 人身保護予納金	人身保護事件	人身保護規 46
	人身保護雑事件	民訴費用法 12
12 刑事予納金	刑事損害賠償命令事件	犯罪被害者保護法 42
	刑事雑事件	民訴費用法 12
13 家事予納金	家事審判事件	民訴費用法 12
	家事調停事件	民訴条約等実施法 30
	人事訴訟事件	民保法 46
	家庭裁判所における通常訴訟事件	民執法 14
	子の返還申立事件	
	家事抗告提起事件	
	民事控訴提起等事件	
	再審事件	
	家庭裁判所における保全命令事件	
	家事共助事件	
	家事雑事件	
14 買受申出保証金	不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件	民執法 66、121 民執規 84、97、98、98の2
	不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件	民執法 188、66 189、121 民執規 175、84、 176、97、 177、177の2、 98、98の2
	企業担保権実行事件	企業担保法 50 民執法 66
15 競売保証金	不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件	民執法 63、68の2 121 民執規 84、97、 98、98の2
	不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件	民執法 188、63、 68の2、189、 121 民執規 175、84、 176、97、 177、177の2、 98、98の2

	企業担保権実行事件	企業担保法 5 0 民執法 6 3
1 6 人身保護 保証金	人身保護事件	人身法 1 0
1 7 保釈保証 金	公判請求事件	刑訴法 9 4
	控訴事件	
	上告事件	
1 8 売却代金	事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件	民執法 1 0 7、1 3 9、 1 6 1、1 8 8、1 9 2
	不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件	民執法 7 8、1 2 1 民執規 8 4、9 7、9 8、9 8 の 2
	債権及びその他の財産権に対する強制執行事件	民執法 1 6 3、1 6 7 民執規 1 4 1
	不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件	民執法 1 8 8、7 8、 1 8 9、1 2 1 民執規 1 7 5、8 4、 1 7 6、9 7、 1 7 7、1 7 7 の 2、 9 8、9 8 の 2
	債権及びその他の財産権を目的とする担保権の実行及び行使事件	民執法 1 9 3、1 6 3 民執規 1 7 9、1 4 1
	企業担保権実行事件	企業担保法 5 1
1 9 滞納処分 残余金	不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件	滞納強制調整法 1 7、6 滞納強制調整規 2 3 の 2、2 3 の 3
	債権及びその他の財産権に対する強制執行事件	滞納強制調整法 2 0 の 8、2 0 の 1 1、6
	不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件	滞納強制調整法 2 0、1 7、6 滞納強制調整規 2 3 の 2、 2 3 の 3
	債権及びその他の財産権を目的とする担保権の実行及び行使事件	滞納強制調整法 2 0 の 1 0、 2 0 の 1 1、 2 0 の 8、6
	執行雑事件	滞納強制調整法 1 8
2 0 土地収用 補償金等	不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件	土地収用法 9 6
	不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件	
	執行雑事件	
2 1 都市再開 発権利変換補償 金等	不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件	都市再開発法 9 4

	不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件	
	執行雑事件	
２２ マンション建替権利変換補償金等	不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件	マンション建替法 ７ ８、１ ５ ２、 １ ５ ４
	不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件	
	執行雑事件	
２３ 密集市街地整備権利変換補償金等	不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件	密集市街地整備法 ２ ２ ７ 都市再開発法 ９ ４
	不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件	
	執行雑事件	
２４ 民事譲渡金	債権及びその他の財産権に対する強制執行事件	民執規 １ ４ ０
	債権及びその他の財産権を目的とする担保権の実行及び行使事件	民執規 １ ７ ９、１ ４ ０
２５ 代替金	刑事雑事件	組織的犯罪処罰法 ２ ６、７ ３ Ⅰ 麻薬特例法 １ ９ Ⅳ、２ ３
２６ 追徴保全解放金	刑事雑事件	組織的犯罪処罰法 ４ ２、７ ３ Ⅰ 麻薬特例法 ２ ０ Ⅲ、２ ３
２７ 価額相当金	民事雑事件	破産法 １ ９ ０ 民再法 １ ５ ２ 会社更生法 １ ０ ８ 更生特例法 ６ ４、２ ３ ０

（別表第２）

帳簿諸票等の名称	保存期間
保管票	１ ０ 年
民事保管物受払簿	
保管金提出書原符	５ 年
民事保管物受領書	
保管票送付簿	３ 年
仮出票	
仮出民事保管物送付簿	
雑	

(別紙様式第1)

(表)

保管金受払票(甲)				提出者 氏 名		
原 符 番 号	金 額	係 書 記 官	主 任 書記官	備 考		
第 号	円					
第 号						
第 号						
第 号						
第 号						
第 号						
第 号						
第 号						
受 入 年 月 日 払出通知	摘 要	受 入 高 円	払 出 高 円	残 高 円	係 書 記 官	主 任 書記官
.		円	円	円		
.						
.						
.						
.						
.						
.						
.						
.						

保管金受払票(甲)

(裏)

[illegible]

(別紙様式第2)

(表)

保 管 金 受 払 票 (乙)							
原番 符号	提出者氏名	保 管 種 目	金 額 円	係 書 記 官	主 任 書記官	受 入 年 月 日	備 考
第 号		保証金 代 金				.	
第 号		保証金 代 金				.	
第 号		保証金 代 金				.	
第 号		保証金 代 金				.	
第 号		保証金 代 金				.	
第 号		保証金 代 金				.	
第 号		保証金 代 金				.	
第 号		保証金 代 金				.	
第 号		保証金 代 金				.	
第 号		保証金 代 金				.	
第 号		保証金 代 金				.	
第 号		保証金 代 金				.	
第 号		保証金 代 金				.	
第 号		保証金 代 金				.	
第 号		保証金 代 金				.	
第 号		保証金 代 金				.	
第 号		保証金 代 金				.	
第 号		保証金 代 金				.	
受 入 金 額 合 計							

保管金受払票(乙)

(裏)

払出通知 年 月 日	摘 要	払 出 高 円	係 書 官 記 官	主 任 書記官
. .				
. .				
. .				
. .				
. .				
. .				
. .				
. .				
. .				
. .				
. .				
. .				
. .				
. .				
. .				
. .				
. .				
. .				
. .				
払 出 高 合 計				

(別紙様式第3)

(表)

令和 年

送月 付日	提出書進行番号	事件番号	受領確認	備考
・	令和 年度第 号	令和 年()第 号		
・	令和 年度第 号	令和 年()第 号		
・	令和 年度第 号	令和 年()第 号		
・	令和 年度第 号	令和 年()第 号		
・	令和 年度第 号	令和 年()第 号		
・	令和 年度第 号	令和 年()第 号		
・	令和 年度第 号	令和 年()第 号		
・	令和 年度第 号	令和 年()第 号		
・	令和 年度第 号	令和 年()第 号		
・	令和 年度第 号	令和 年()第 号		
・	令和 年度第 号	令和 年()第 号		
・	令和 年度第 号	令和 年()第 号		
・	令和 年度第 号	令和 年()第 号		
・	令和 年度第 号	令和 年()第 号		
・	令和 年度第 号	令和 年()第 号		
・	令和 年度第 号	令和 年()第 号		
・	令和 年度第 号	令和 年()第 号		
・	令和 年度第 号	令和 年()第 号		
・	令和 年度第 号	令和 年()第 号		
・	令和 年度第 号	令和 年()第 号		
・	令和 年度第 号	令和 年()第 号		

保管票送付簿

(三)

[illegible]

(別紙様式第4)

主 任 書記官			
歳 入 組 入 通 知 書 裁判所歳入徴収官 殿 令和 年 月 日 裁 判 所 裁判所書記官			
次の保管金は、歳入に組み入れるべきものにつき、通知します。			
提 出 書 進 行 番 号	令和 年度 第 号	種 目	
事 件 番 号 (被告人)	令和 年()第 号	提出者 氏 名	
金額	円	事由	
内 訳	金 額	摘 要	
	円		

(歳入組入通知書)

D [裁判通達九四]

(別紙様式第5)

訟廷事務

○	
事 件 番 号	令和 年 () 第 号
保 管 番 号	令和 年 第 号
原簿進行番号	令和 年 第 号
提 出 者 氏 名	
備 考	
裁 判 所	

(番号札)

四八ノ三三ノ二〇

令和 年

裁判官		主 任 書記官							
事 件 番 号		令和 年()第 号		令和 年()第 号		令和 年()第 号			
保 管 番 号		第 号		第 号		第 号			
原 簿 進 行 番 号		第 号		第 号		第 号			
品 目 等									
交 付 送 付	月 日	.		.		.			
	事 由								
	交 付 先 送 付								
	受 領 確 認								
返 還 年 月 日		. .		. .		. .			
備 考									

仮出民事保管物送付簿

(裏)

令和 年()第 号		令和 年()第 号		令和 年()第 号		令和 年()第 号	
第 号		第 号		第 号		第 号	
第 号		第 号		第 号		第 号	
.		.		.		.	
. .		. .		. .		. .	

(別紙様式第7)

		主 任 書記官	
返 還 書 殿 さきに送付を受けた次の物を返還します。 令和 年 月 日 裁 判 所 裁判所書記官			
事 件 番 号		令和 年 () 第 号	
事 件 名			
品 目 等			

民事保管物返還書

(別紙様式第8)

係 書
記 官

受 領 書

裁判所 御中

次の物を受領しました。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

事 件 番 号

令和 年 () 第 号

事 件 名

品

目

等

民事保管物受領書